

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、地方自治体（市町村・特別区）の upside 及び国で一定の基準を設けるものの、地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組みで実施（負担割合は国、都道府県、市区町村 1/3 ずつ）

1 給付金額等

項目	国の基準	本市の対応（案）
支援対象経費	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う 利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。	国の基準に基づき実施
基準額	対象幼児1人当たり月額 20,000 円 利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が 20,000 円を下回る場合は、当該平均月額利用料	国の基準に基づき実施
給付方法	市町村等から保護者に直接給付する。	国の基準に基づき実施

2 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

項目	国の基準	本市の対応（案）
職員	○職員【必須】有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（活動従事者）【必須】3歳児20:1、4歳以上児30:1（2人を下回ってはならない。）	国の基準に基づき実施
設備	○面積基準：集団活動室 1.65 m ² 以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け	国の基準に基づき実施
対象施設等	○開所時間【必須】概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの「概ね半数（※）」を超えないこと。 ※ 保育の必要性のある子どもの割合「概ね半数」は、どの程度まで幅を持たせることができるか。 【文部科学省の見解】 ⇒自治体が定める要綱には「概ね半数」と規定することが必要であるが、「概ね」にどの程度幅を持たせるかについては自治体の実情を踏まえた判断となる。 ⇒5割を大幅に超過している場合等においても、自治体として適切な理由付けを行うことで、当該事業の対象とすることは可能（国は個別の施設に関する可否の判断は行わない。） ⇒「概ね半数」という基準を設定したのは、この事業があくまでも幼稚園類似施設を対象としていることから、認可外保育施設等との間に一定の線引きを行うための基準を設けたもの。	原則として、国の基準に基づき実施（「概ね」を一般的に解釈して適用） ただし、今年度、調査事業の対象とした施設は、「概ね半数」の取扱について次のとおり対応する。 【現状・課題】 ◎当該基準は、今年度実施した調査事業で国が示した要件（無償化対象者が9割以上でないこと。）から大幅な変更となっている。 ◎調査対象7施設中5施設は、無償化対象者が7～8割。基本的に、標準的な活動時間の前後に預かり（延長）保育を実施しており、保育を必要とする子どもの受け皿ともなっている。 【令和3年度の対応】 ◎本市の実情として待機児童対策が依然として課題となっていることや、調査対象施設は、これまでも幼稚園類似施設として、本市における就学前の子どもを対象とした教育・保育の提供に重要な役割を果たしていることから（本市も利用者への補助を実施）、令和3年度においては国事業の対象と判断する。 ◎令和3年度中に、国の動向を見据えながら、令和4年度以降の対応について検討を行うとともに、国に対しては、当該基準の緩和等について要望していく。
非常時の対応	○消火用具、非常口の設置・非常災害に対する計画策定、訓練の実施【必須】 ○集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物	国の基準に基づき実施
幼児の処遇等	○給食：提供する場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能	国の基準に基づき実施